

豊川市監査公表第23号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成29年5月10日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	松 下 広 和

【別紙】

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知書（産業部商工観光課）

『株式会社日本メカトロニクス財政援助団体等監査』

監査実施期間 平成28年 8月31日から  
平成28年10月27日まで

豊川市監査公表第1号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 指定管理者において、豊川駅東駐車場始め4施設の指定管理基本協定書の協定事項に不履行が見受けられたので、指定管理者に対する指導及び履行確認を徹底されたい。</p>	<p>1 豊川駅東駐車場始め4施設の指定管理基本協定書について、不履行のあった協定事項の指摘を次のとおり改善した。</p> <p>(ア) 第6条第3項に規定する本業務の固有の銀行口座での経理事務がされていなかったため、本業務に係る固有の銀行口座を開設し、平成29年度の経理事務を平成29年4月1日から開設した銀行口座で運用を開始したこと確認した。</p> <p>(イ) 豊川駅東駐車場管理業務において、持込備品（FAX、車椅子）を本業務に使用しているが、第24条第2項に規定する承認を受けていなかったため、指定管理者に直ちに持込備品承認申請の提出を指示し、平成29年1月20日付けで申請を受け、同日において承認を行った。</p> <p>(ウ) 指定管理者が施設賠償責任保険・動産総合保険・盗難保険・自動車管理者賠償責任保険に加入している、第36条第3項に規定する保険証券等の提示を受けていなかったため、指定管理者に直ちに保険証券等の写しの提出を指示し、平成29年1月20日付けで提出を受け、同日において確認を行った。</p>

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>2 定期駐車券の収納事務において、指定管理者は、徴収した駐車料金を即日又は翌金融機関営業日までに払い込むことになっているが、月末締めで翌日の払い込みをしていた。このため、適正な収納事務に向けた指導管理を実施されたい。</p> <p>3 現行の私人委託の徴収事務では、未納者分の調定ができない。このため、定期駐車券利用料金の未納分の督促・延滞金の徴収等は、指定管理者が行うものではなく商工観光課が行うべきであるため、適正な事務を実施されたい。</p> <p>4 指定管理仕様書について、定期駐車券利用者が、前月の指定する日までに駐車料金を納入しなかった場合、利用の禁止又は制限に関する事項を定めるなど、仕様書の見直しを図り適正な事務を実施されたい。</p>	<p>2 定期駐車券の収納事務については、平成29年4月1日付けで締結した指定管理に係る年度協定において、新たに定期駐車券に係る駐車料金の収納に関する協定事項を追加し、改善した。</p> <p>3 定期駐車券に係る駐車料金の未納分の徴収については、平成29年4月1日付けで締結した指定管理に係る年度協定において、新たに指定管理者における定期駐車券に係る駐車料金の未納者リストの報告に関する協定事項を追加し、地方自治法第231条の3第1項の規定に基づき、市において督促するよう改善した。</p> <p>4 定期駐車券に係る駐車料金の未納者における利用の禁止又は制限に関する事項については、平成29年4月1日付けで締結した指定管理に係る年度協定において、新たに未納処理事務に関する協定事項を追加し、改善した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成29年4月17日現在のものである。